

狂犬病の予防注射と犬の登録を行います

平成22年度の狂犬病予防注射と畜犬登録を次の日程で行います。
犬を飼っている方は最寄りの場所まで犬を連れてお越しください。
なお、時間等の都合により最寄りの場所に行けない場合は、ほかの場所でも受け付けできますので、必ず予防注射と登録を済まされるようお願いします。

登録料 1頭につき 3,000円
(登録は犬の生涯に1回です)
注射料 1頭につき 3,040円
(注射は毎年1回必ず受けなければなりません)
問い合わせ先 役場 住民生活グループ ☎76-2151(内線215)

飼い主の皆さんにお願い!
犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられています!
飼い犬は引き綱につなぎましょう!
犬の糞(ふん)は持ち帰りましょう!
犬のおシッコを他人の家の塀や門などにさせないようしましょう!

狂犬病予防注射と飼い犬登録日程表

4月19日(月)				4月18日(日)								4月17日(土)			日								
13時30分~17時30分	13時10分~13時30分	10時10分~11時40分	9時40分~10時00分	7時45分~9時30分	13時00分~17時00分	11時35分~12時00分	11時15分~11時25分	10時50分~11時05分	10時25分~10時45分	10時00分~10時20分	9時40分~9時55分	8時50分~9時30分	8時00分~8時40分	7時30分~7時55分	13時40分~17時00分	13時10分~13時30分	8時30分~12時00分	時					
戸別	本岐消防前	戸別	相生消防前	戸別	戸別	旧共済組合前	旧道谷商店前	旧多喜商店前	西山義弘宅前	西区老人クラブ前	林石スタンド前	てん馬屋前	水口電気店前	柏倉幸満宅前	戸別	活汲消防前	戸別	場所					
沼沢、双葉	本岐市街	布川、大昭	相生中央	共和1、恩根1、恩根中央、相生2	岩富	活汲1、活汲3、東岡	旭町1・2・3	幸町、柏町	高台町	東町、新町	緑町1、達美町	緑町2	本町、西町、緑町3	共和2・3・4	豊永2・3	豊永4	沼沢(チミケツブ)	西上、上最上、達美	下最上、上最上、達美	活汲中央	下美都、上美都、上里	豊永1、高台1・2	対象自治会

春の全国交通安全運動

4月6日(火)~4月15日(木)

重点目標

子どもと高齢者の交通事故防止 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
スピードの出し過ぎ防止 飲酒運転の根絶 自転車乗用中の交通事故防止



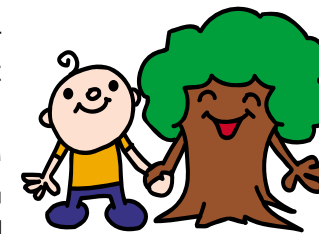
労働基準監督官採用試験のご案内

労働基準監督官は、労働者の生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ることを任務としています。平成22年度の採用試験は、下記のとおりです。

受験資格 ・昭和56年4月2日~平成元年4月1日生まれの者
・平成元年4月2日以降生まれの者に次に掲げる者
ア 大学卒業後及び平成23年3月までに大学卒業見込みの者
イ 人事院が前項と同等の資格があると認める者
受付期間 平成22年4月1日(木)~4月14日(水)
試験日程 1次 平成22年6月13日(日)
(教養試験、専門試験)
2次 平成22年7月21日(水)・22日(木)の指定された1日
(人物試験、身体検査等)
合格発表 1次 平成22年7月6日(火)
2次 平成22年8月20日(金)
1次試験場所 (道内)札幌(道外)仙台 他14都府県
願書請求先 人事院地方事務局
問い合わせ先
北見労働基準監督署 庶務係 ☎0157-23-7406

オホーツク「木」のフェスティバル ~感じますか「木」の愛~

昨年、全国から4万1千人あまりの方が訪れたオホーツク「木」のフェスティバル。オホーツク圏において生産された木材・木製品をはじめとする「木」に関する商品を一堂に集めて展示販売を行います。もちろん津別町からもたくさんの商品が出品されますので足をお運び下さい。
日程 5月21日(金)~23日(日)
時間 午前10時~午後5時まで
(最終日は午後4時まで)
会場 サンライフ北見、サンドーム北見、北見市工業技術センター、スキルアップセンター北見
問い合わせ先 2010オホーツク「木」のフェスティバル実行委員会 ☎0157-25-1331



心身障害者の巡回相談の開催

平成22年度の道立心身障害者総合相談所による巡回相談が下記のとおり開催されます。
日時 6月22日、6月23日
場所 北見市保健センター
相談内容



① 身体障害者及び知的障害の方々への医学的、心理学的及び職能的判定等
② 補装具の処方及び適合判定など
③ その他、身体障害者及び知的障害の方々への専門的相談など
申込方法
巡回相談は予約制です。希望される方は4月30日までに役場介護福祉グループ 福祉担当 ☎76-2151(内線233)へご連絡ください。

子ども手当に関するお知らせ

本年4月から子ども手当制度が始まりました。
子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円を支給する制度です。
(児童手当を受給されていた方)
本年3月まで児童手当を受給されている方は、基本的に、児童手当の支給対象児童について手続きは必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども(原則として中学2年生と中学3年生)がいらっしゃる場合は、申請手続きが必要です。
(児童手当を受給されていなかった方)
所得制限超過などで児童手当を受給されていなかった方で、子ども手当の支給の対象となる中学修了前までの子どもを養育されている方が、子ども手当の支給を受けるには、申請手続きが必要となります。
最初の支払い月である本年6月に手当の支給を受けるためには、5月10日までに申請をいただく必要があります。
また、平成22年9月30日までに申請を済ませると本年4月分からの子ども手当を受給することができますが、それを過ぎると4月分からの子ども手当が受給できませんので、お早めにご手続きをお願いします。
なお、公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。
問い合わせ先
役場 保健福祉課 福祉担当 ☎76-2151 内線299